加古川中央市民病院 内視鏡エリア電気設備等新設・ブース改修工事

仕 様 書

地方独立行政法人加古川市民病院機構

一 目 次 一

1	適	用・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	基本力	7針・	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	工事想	既要•	•			•			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	\sim	_′ 3
4	留意事	事項、	そ(の他	<u>h</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	\sim	4
5	1)	法令及遵守。	十 ~	(き	-			•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	4	~	6
		条例	-	•																																	
		本工			ミ施	記に	あ	た	り	参	考	と	す	る	仕	様	等																				
	d.	その	他																																		

1. 適 用

本仕様書は、地方独立行政法人加古川市民病院機構(以下「発注者」という。)が発注する 加古川中央市民病院内視鏡エリア電気設備等新設・ブース改修工事(以下「当工事」という。) に適用する。

2. 基本方針

本仕様書、計画図並びに関係法規に基づき、安全・品質を確保した上で決められた工期内に完成すること。また、発注者の要請に対して、柔軟かつ誠意をもって対応可能な実施体制とすること。

3. 工事概要

当工事は、仕様書、計画図等による他、以下の項目により工事を行うこと。

- (1) 工事内容:加古川中央市民病院内視鏡エリアの各ブースに不足した電気設備等を新設、 及びカーテンブースの変更、ブース変更に伴う電気設備等を移設する。
 - ※病院内では、頻繁に改修・修繕工事を実施している為、竣工図と現地が 一致しない場合がある。
 - ※仕様書及び計画図、参考内訳書等に記載はなくとも、法令上または明らかかに必要であるものは、工事内容に含むものとする。
 - ※電気工事は、施工業者の株式会社きんでん(姫路支店:079-288-1115)に 依頼すること。(病院運営・人命にかかわる電気設備が含まれるため)
 - ※医療ガス工事は、施工業者の三神工業株式会社(本社:078-231-1234)、 または保守管理業者の関西医療株式会社(本社:079-423-0151)に依頼すること。(病院運営・人命にかかわる医療ガス設備が含まれるため)
- (2) 工事期間:契約日から2026年3月2日までとする。

作業日は、2026年1月~2026年2月の土日祝日4週の予定とする。 作業時間は、8:30~17:00を基本とする。

※平日は通常業務で使用します。

夜間作業が必要な場合は、騒音・振動の無い作業とし、発注者と協議のうえ 作業を実施するものとする。

準備工事、先行工事、その他の期間は、通常運用のため安全対策を講じると ともに、業務に支障の出ないようにすること。

- (3) 当工事を受注した事業者(以下「受注者」という。)は、現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置し、工期内に工事が完了するよう適切な工法を採用すること。
- (4) 発注者手配の別途事業者と工事調整が必要な場合は、自主的、主体的に連携をはかり 円滑な工事施工を行うこと。
- (5) 受注者は、文書により定期的に工事の進捗状況等について報告を行うと共に、工事の 事前説明、事後報告及び現場での施工状況を説明すること。

- (6) 工事現場は、必要に応じて周囲に適切な柵、囲い等を設け範囲を明確にし、来院者動線と分離し工事関係者以外の立ち入りを禁止すると共にその旨の表示を徹底すること。 また、工事現場以外の場所、隣地、公道等に於ける作業は禁止し、工事現場内の秩序を保持させること。
- (7) 工事現場(病院敷地内)へのアクセスは、市道左岸線よりの入退出の場合、(左折 IN, 左折 OUT)を原則とする。
- (8) 工事現場内、近隣、第三者に対して事故等の被害を与えないことはもとより、周辺環境に対しても振動・音・粉じん等必要な措置を講じた後に作業を行うこと。また、作業終了後の清掃を確実に実施すること。(廊下に埃を持ち出さないこと。)
- (9) 関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。
- (10) 受注者は、工事着手に先立ち、施工計画書(仮設計画、工事組織、安全体制、緊急連絡先、工程表、その他状況に応じて記載)を作成し、発注者の確認を受けた後に着手すること。
- (11)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の趣旨に則り、 建設廃棄物の抑制に努めるとともに、建設資材の分別解体等排出された建設資材の再資 源化にも努めること。
- (12)「建設業法24条の7」の規定による施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場 に備えると共に、施工体系図は工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げること。
- (13) 工事現場では、すべての工事関係者に名札や腕章を身に着けさせること。
- (14) 工事(建築物)に関する必要な手続きや業務等を工事スケジュールに支障がないよう 実施すること。
- (15) 受注者が独自に有する仕様書、品質管理基準を用いる場合は、事前に発注者に説明の 上、承認を得ること。
- (16) 発注者が工事施工の事前説明及び事後報告を要請した時、受注者は速やかに対応を行うこと。なお、発注者は、工事現場の状況確認を行うことができる。
- (17) 受注者は、工事完了後各種設備の点検・試運転を行い、施設の運営開始に支障がない ことを確認した後に施工記録を提出すること。
- (18) 受注者は、竣工後事業者独自で品質管理基準による検査を行い、これに合格していることを発注者に報告した後、発注者に工事完了届を提出し履行確認を受けること。
- (19) 竣工後必要に応じ、完成図書(竣工図、検査記録、設備機器取扱説明書、保証書等) を整備し提出のこと。

4. 留意事項 その他

- (1) 当院は稼働中の病院であり、工事に際して病院運営に支障の無いよう配慮すると共に、 近隣を含めた第三者に対しても安全・環境等問題が生じないよう対策を講ずること。また、 問題が発生した際は、事業者の責任において速やかに誠意をもって対応すること。
- (2) 現場施工に先立ち、現地調査を確実に行い、施工計画書・施工図等を発注者に提出し承認を得てから工事に着手すること。

- (3) 仕様書、計画図等に記載が無くとも工事の性格上、当然に必要なものは受注者の責任 において対応すること。
- (4) 仕様書、計画図等に記載がない事項等疑義が生じた場合は発注者と協議し対応する。

5 · 関係法令 · 基準等

(1) 遵守すべき関係法令等

当工事の施工に当たっては、本仕様書及び駐車場整備計画図、関係図書等に特段の記載がない場合でも、次の関係法令等(すべての関連施行令・規則等を含む。)を遵守すること。また、下記以外に工事の実施にあたり必要となるその他の法令、関係条例等についても遵守すること。

a. 法令関係

- ·建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ·建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)
- ·建築士法(昭和25年法律第202号)
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ·消防法(昭和23年法律第186号)
- · 文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)
- · 水質汚濁防止法 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号)
- ·大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)
- ・悪臭防止法(昭和46年6月1日法律第91号)
- · 土壤汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)
- · 道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)
- ·河川法 (昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号)
- · 水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)
- ・下水道法(昭和33年法律第79号)
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年6月21日 法律第91号)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号)
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)
- ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日 法律第167号)
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律「省エネ法」(昭和54年法律第49号)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)
- ・労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)

- · 労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)
- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日 法律第57号)
- · 宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
- · 電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号)
- ・ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号)
- · 電気事業法 (昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号)
- ·駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)
- ·騒音規制法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)
- · 振動規制法 (昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)
- · 警備業法 (昭和 47 年 7 月 5 日法律第 117 号)
- ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
- 医療法(昭和23年11月5日厚生省令第50号)
- ·健康保険法(大正11年4月22日 法律第205号)
- ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日 法律第80号)
- · 児童福祉法 (昭和 22 年 12 月 12 日 法律第 164 号)
- 健康増進法(平成14年8月2日 法律第103号)
- ・その他関連法令等

b. 条例関係

- ・まちづくり基本条例 (平成11年3月18日 条例第29号)
- ・加古川市景観まちづくり条例 (平成10年9月29日 条例第20号)
- ·屋外広告物条例 (平成4年3月27日 条例第22号)
- · 建築基準条例 (昭和 46 年 3 月 25 日 条例第 32 号)
- ・福祉のまちづくり (条例 平成4年10月9日 条例第37号)
- ・景観の形成等に関する条例 (昭和60年3月27日 条例第17号)
- 情報公開条例 (平成12年3月28日条例第6号)
- ・個人情報の保護に関する条例 (平成8年10月9日 条例第24号)
- ・危険物の規制に関する規則 (昭和37年9月10日 規則第66号)
- ・環境の保全と創造に関する条例 (平成7年7月18日 条例第28号)
- ·総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)
- ・加古川市中高層建築物の建築に関する指導要綱(平成18年4月1日改正)
- ・加古川市開発事業の調整等に関する条例(平成19年3月30日条例第1号)
- ・加古川市火災予防条例(昭和36年12月25日条例第30号)
- ・加古川市建築防災計画書指導要領(昭和62年7月1日)
- ・その他の関連条例等

- c. 本業務の実施にあたり参考とする仕様等
 - ・公共建築工事標準仕様書 最新年版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
 - · 建築工事監理指針 最新年版(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
 - · 建築保全業務共通仕様書 最新年版 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
 - ・昇降機の維持及び運行の管理に関する指針 最新年版(財団法人 日本建築設備・ 昇降機センター)

d. その他

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)を標準とするが、イニシャルコストを低減するために実績等を含め設計者が建物性能上支障の無い(ランニングコスト等含め)と認める範囲での仕様変更の提案は可とする。

以上

参考内訳書

内	訳	数量	単位	単	価	金	額
1.仮設作業(仮設間仕切り、天井工事	事)	1	式				
2.仮設作業		1	式				
3.内装作業		1	式				
4.サイン工事		1	式				
5.電気設備工事		1	式				
6.医療ガス設備工事		1	式				
7.諸経費		1	式				

参考内訳明細書

内訳	数量	単位	単	価	金	額
1.仮設作業(仮設間仕切り、天井工事)						
1日目土曜日						
・軽鉄仮設間仕切り工事	1	式				
養生シートを天井から垂らす L=9900 H=2700						
・カーテンレール下地(既設天井ジプトーン撤去)	1	式				
Mバー						
・既設天井撤去跡復旧(32枚程度再利用)	1	式				
・既設天井アルミ点検口取付 450角	2	箇所				
2日目日曜日						
・仮設間仕切り撤去	1	式				
・カーテンレール下地(既設天井ジプトーン撤去)	1	式				
Mバー						
・既設天井撤去跡復旧(39枚程度再利用)	1	式				
3日目翌週土曜日						
・軽鉄仮設間仕切り工事	1	式				
養生シートを天井から垂らす L=9900 H=2700						
・既設天井張替え ジプトーン9.5 910*910 20枚程度	1	式				
2.仮設作業						
•雑清掃員(2人*4週間分)	8	人				
•現場監視員(工事中、院内作業場所、区画設置)	8	人				
3.内装作業						
・カーテンレール 天井付 アルミ 取付取外し共	61	m				
・カーブ加工費	21	箇所				
•運賃	1	式				
•工具損料	1	式				
4.サイン工事						
・サイン新設(壁)	1	箇所				
・サイン新設(天井)	+	箇所				
・作業費(既存撤去及び取付費)	1	式				
•運搬交通費	1	式				
•雑材消耗品	1	式				

参考内訳明細書

内訳	数 量	単位	単 価	金 額
5.電気設備工事				
(1) 照明移設·新設工事				
・既存照明器具 M18LEDダウンライト 埋込開放	14	台		撤去及び移設
・照明器具 DL32LEDダウンライト 5000K 10051lm	6	台		
XND1531PN LE9				
・ケーブル VVF 1.6C-2C	53	m		
・ケーブル VVF 1.6C-3C 緑線入り	75	m		
・ケーブル VVF 2.0C-3C 緑線入り	150	m		
・ケーブル支持材	1	式		
・埋込スイッチ IPX1 カラーP	6	組		
•天井開口補強費	1	式		
•照明器具支持材	1	式		
• 雑材消耗品	1	式		
・天井開口費 ダウンライト用ボード開口 下地補強別途	1	式		
•電工費	1	式		
(2)コンセント新設工事				
·電線 IV5.5	115	m		
·電線 IV14	22	m		
•電線支持材	1	式		
・ケーブル VVF 2.0C-3C 緑線入り	1080	m		
・ケーブル資材材	1	式		
・埋込コンセント 2P15A(2E)X1病院2P15(2E)X2カラーP	8	組		
・医用設置センターES 専用ステンレスプレート付き	2	組		
・リーラ―コンセント 2E抜止 1.8m	2	組		
• 雑材消耗品	1	式		
•電工費	1	式		
(3)呼び出し設備移設及び新設				
・呼び出し押釦 復旧釦付	7	伯		
・既存呼び出し押釦 復旧釦付	13	和		撤去及び移設
・表示灯	7	伯		
・既存表示灯	13	台		撤去及び移設
・握りボタン	7	台		
・呼び出し表示器 5窓	1	台		
・呼び出し設備撤去移設作業	1	式		
•配線結線•調整作業	1	式		
•消耗品	1	式		
・ケーブル VVF 2.0C-3C 緑線入り	8	m		
・ケーブル AE 1.2-4C	48	m		

参考内訳明細書

7 AP 10 155		1	金	額
・ケーブル AE 1.2-15P	16	m		
・ケーブル支持材	1	式		
•雑材消耗品	1	式		
•電工費	1	式		
6.医療ガス設備工事				
・F3壁押込型アウトレット(OV2ロスライド付き)	2	個		
·系統用シャフトオフバルブ 10Φ	1	個		
·系統用シャフトオフバルブ 16Φ	1	個		
・医療用脱酸銅管(カラー管) 10Φ	22	m		
・医療用脱酸銅管(カラー管) 16Φ	14	m		
•銅管用継手類	1	式		
• 支持金物類	1	式		
•配管用養生管	1	式		
・特殊溶接並びに補助材	1	式		
•配管工事費	1	式		
•器具取付費	1	式		
•現場雑費	1	式		
・雑材消耗品及び工具損料	1	式		
•試験費	1	式		
•運搬交通費	1	式		